

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外186名

1審被告 関西電力株式会社

証拠説明書

(乙170~181号証)

平成28年10月12日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 畑 井 雅



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太



弁護士 中 室



号証	標　　目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立　証　趣　旨
乙170	関西電力株式会社 高浜発電所の発電用 原子炉設置変更許可申請書（3号 及び4号発電用原子炉施設の変更） に関する審査書（案）に対するご意見への考え方 (抜粋)	写し H27. 2	原子力規制委員会	<p>原子力規制委員会が、高浜発電所3号機及び4号機の審査書案に係るパブリックコメントの手続きにおいて寄せられた、「新潟県中越沖地震で柏崎刈羽発電所で観測された1699ガルや、岩手・宮城内陸地震での4022ガルといった既往最大の値を適用すべき」との意見に対し、「地震動に影響を及ぼす震源、地質構造、伝播特性等は敷地ごとに異なるため、過去にいづれかの地域で発生した最大の地震を全ての発電所に対して一律の地震動として適用するのではなく、発電所ごとに評価することを要求しています」との考え方を示していること</p> <p>本書証は、1審被告準備書面(24)9頁「ウ」における、基準地震動の策定に関する原子力規制委員会の考え方に対応するものとして提出するものである。</p>
乙171	大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の一部補正書（抜粋）	写し H28. 5. 18	1審被告	<p>本件発電所において全交流電源喪失が生じた場合における、使用済燃料ピット水位が最低水位まで低下するのに要する時間、ピットへの給水に要する時間等</p> <p>上記については、既に乙10号証を提出しているところであるが、使用済燃料ピットへの給水に要する時間について、ストレステスト評価時点においては約15時間であった（1審被告控訴理由書78頁「カ」）ものが、</p>

					その後の新規制基準に係る適合性審査を踏まえて対策を追加したことにより、約5.2時間に変更されているため、改めて提出するものである。
乙172	原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007（抜粋）	写し	H19. 9. 30	社団法人 日本原子力学 会	1審被告が、ストレステストにおける起因事象の選定を行った際に依拠した民間規格の内容 本書証は、1審被告控訴理由書63頁「イ(イ)」における主張のうち、「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」の内容に対応するものとして提出するものである。
乙173	大飯発電所3号機 使用済燃料ピット 及び関連施設図面	写し	H28. 10	1審被告	大飯発電所3号機の使用済燃料ピット及びその関連施設の位置や構造 なお、同発電所4号機の使用済燃料ピット及びその関連施設の位置や構造は、3号機とほぼ同様である。 本書証は、1審被告控訴理由書68~69頁「イ(ア)」における、使用済燃料ピット等の位置や構造に対応するものとして提出するものである。
乙174	耐震安全性確認結果報告書	原本	H28. 10. 7	1審被告 原子力 事業本部 原子力技術 部長 藤井大士	本件発電所の使用済燃料ピット及び冷却設備、補給設備、計装設備等の関連施設が、新たに策定した基準地震動に対する耐震安全性を有していること 本書証は、1審被告控訴理由書70~71頁「イ(イ)」、同準備書面(18)109頁脚注154及び同準備書面(24)37頁「3(2)」における、使用済燃料ピット等の施設の耐震安全性に関する主張に対応するものとして

					提出するものである。
乙175	大飯発電所3号機及び4号機の変更後のアクセスルートについて	写し	H28.9	1審被告	<p>本件発電所のアクセスルートにおいて、盛土及び堆積層の液状化、搖すり込みによる影響を考慮しても、可搬式設備の運搬やアクセスルートの利用に関して埋戻し土が支障とはならないこと</p> <p>上記については、既に乙47号証を提出しているところであるが（1審被告控訴理由書66～67頁「(キ)」），その後、アクセスルートが変更されていることから、改めて提出するものである。</p>
乙176 の1	福島第一原子力発電所事故以降の最新の安全対策概要（大飯3，4号機）	写し	H28.9	1審被告	<p>1審被告は、福島第一原子力発電所事故を契機として、本件発電所において、電源設備、注水設備等を新たに配備するなどして、より一層の安全性向上対策を充実させていること</p> <p>上記については、既に乙53号証を提出しているところであるが（1審被告準備書面（20）14頁「1(1)」），その後の新規制基準に係る適合性審査を踏まえて、給水手段のうち「消防ポンプ」が「送水車」へ変更されていることから、改めて提出するものである。</p>
乙176 の2	1審被告ウェブサイト「シビアアクリシメント対策の改善」	写し	H27.3	1審被告	1審被告が、本件発電所における給水手段のうち「消防ポンプ」を「送水車」へ変更したこと

乙177	「使用済燃料プール貯蔵の安全性向上の可能性」についての今後の対応	写し	H27. 7. 27	原子力規制庁	<p>原子炉から取り出した直後の使用済燃料の分散配置は、あくまで冷却効果の向上を目的として行われるものであること</p> <p>本書証は、1審被告準備書面（21）8～9頁「4(3)」における主張に対応するものとして提出するものである。</p>
乙178	原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (抜粋)	写し	S62. 8. 15	社団法人日本電気協会 電気技術基準調査委員会	<p>原子力発電所における建物・構築物及び機器・配管系の評価基準値等</p> <p>本書証は、1審被告準備書面（18）103～109頁「第3」における、本件発電所の建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性評価の方法や評価基準値等に対応するものとして提出するものである。</p> <p>なお、本書証における耐震重要度分類の「A s クラス」を含む「A クラス」の施設及び「基準地震動 S₂」は、それぞれ、新規制基準にいう、耐震重要度分類「S クラス」の施設及び「基準地震動」に相当する。</p>
乙179	原子力発電所耐震設計技術規程 JEAC4601-2008 (抜粋)	写し	H21. 12. 25	社団法人日本電気協会	<p>原子力発電所の機器・配管系の耐震設計に関して、エネルギー吸収効果を見込んだ設計法が示されていること等</p> <p>本書証は、1審被告準備書面（18）112頁脚注161に対応するものとして提出するものである。</p>
乙180	陳述書	原本	H28. 10. 7	1審被告 原子力事業本部原子力技術部長 藤井大士	1審被告が、原子力発電所の耐震設計にあたって、①評価基準値（許容値）に対する評価値の余裕、②評価基準値の持つ余裕、③計算条件の余裕を持たせている

					こと等
乙181	決定	写し	H27.12.24	福井地方裁判所	<p>本書証は、1審被告準備書面（18）109～112頁、「第4」の「1」における主張に対応するものとして提出するものである。</p> <p>福井地方裁判所平成27年（モ）第38号保全異議申立事件に対する決定の内容</p> <p>なお、上記決定のうち、当事者目録部分（226～228頁）は除いている。</p>